

大規模災害時における歯科医療に係わる 支援物資協力協定

一般社団法人高知県歯科医師会（以下、「甲」という。）高知県歯科材料商店（以下、「乙」という。）とは次のとおり協定を締結する。

（総則）

- 第1条 この協定は、高知県災害時歯科保健医療対策活動指針に基づき、甲が災害時に行う歯科保健医療救護活動に係わる物資を支援する際に、乙の協力に関し必要な事項を定める。
- 前項に規定する災害には、集団的に傷病者が発生する重大な事故(大規模な車両事故、航空機事故等)を含む。
 - 乙は、第1項に定める歯科保健医療救護活動が円滑に行われるよう可能な限りでの調整に努める。

（支援物資の内容）

- 第2条 甲が乙に対して協力要請をすることができる支援物資については、甲、乙の協議の上決めることとする。

（対応）

- 第3条 甲は、支援する物資を可及的速やかに確保する必要があるときは、乙に対して、次条に定める方法に従い、前条に定める支援物資の供給を要請することができる。ただし、甲は業務上の制約等により当該要請に応じることができないと乙が判断する場合があることに配慮するものとする。
- 乙は、支援物資を、甲の指示する場所に配送する際には、速やかに配送できるよう努めるものとする。
 - 甲は、乙による支援物資の配送が円滑に行われるよう、輸送ルート等について、関係者または専門家の意見を確認する等、必要な情報の提供に努めるものとする。

（方法）

- 第4条 甲が乙に対して支援物資の提供を要請するときは、原則として、書面に必要事項を記載の上、当該書面の通知により行うものとする。ただし、緊急時には、甲の担当者から乙に対して、口頭で伝える方法により、要請を行うことができる。この場合、事後に、当該甲の担当者及び乙の担当者の立会のもと、当該要請内容を書面に記載するものとする。
- 乙は、前項に基づく甲からの要請を受け、当該要請を受諾すると判断した場合には、当該要請に係わる支援物資の保有状態を確認し、当該確認の結果を甲に対して回答する。
 - 甲及び乙は、前項の回答内容等を踏まえ、支援物資の最終的な数量、配送先を決定する。
 - 乙は、前項に基づき支援物資の最終的な数量、配送先等が決定された場合、速やかに、当該数量の支援物資を、当該配送先に配送するよう努める

(費用)

第5条 支援物資の調達費用及び配達費用は、災害救助法第18条（費用の支弁区分）及び同法施行令第5条（実費弁償）に準じ弁償する。

2 甲は、前項に基づき甲が負担することになった費用について、乙から請求を受けた場合は、遅滞なく乙に対して支払うものとする。この場合の支払い方法については、甲、乙の協議の上、定めるものとする。

(実施細目)

第6条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項については、甲、乙の協議のうえ、別に定めるものとする。

(疑義の解決)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、法令の定めるところによるほか、その都度甲乙で協議して定める。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了日の1月前までに甲、乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了日の翌日から起算して1年間、この協定は同一の内容で延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作製し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保管するものとする。

令和6年9月9日

甲 高知県高知市丸ノ内1丁目7番45号
一般社団法人 高知県歯科医師会

会 長 野村 和男

乙 高知県高知市伊勢崎町12番14号
有限会社 土佐レーニングセンター

社 長 杉本 隆昭